

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年10月29日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	越智妙子
同	重松恵美子

記

1 定期監査

八尾中学校（夜間含む）、大正中学校、曙川中学校、上之島中学校
桂小学校、南高安小学校、志紀小学校、高美小学校、長池小学校、
美園小学校、大正北小学校
曙川幼稚園、美園幼稚園

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 田中久夫様
八尾市教育長 中山晶子様

八尾市監査委員 田中 清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 越智妙子
同 重松恵美子

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成30年5月1日から平成30年9月26日まで

2 監査の対象部局課

学校園 八尾中学校（夜間含む）、大正中学校、曙川中学校、上之島中学校
桂小学校、南高安小学校、志紀小学校、高美小学校、長池小学校、
美園小学校、大正北小学校
曙川幼稚園、美園幼稚園

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成29年度の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査調書及び関係書類を審査するとともに、各学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては措置を講じ、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。なお、改善等を要する事項について措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成30年5月17日以前は谷沢千賀子、大星なるみの両氏が監査を執行したことを申し添える。

1 学校給食費関係事務について

小学校において随時徴収した過年度分の学校給食費については、当年度分と合わせて学校給食会に納入することとされているが、学校給食会への納入が遅れているものが見受けられたので適正な事務処理に改めること。

2 学校徴収金等関係事務について

学校徴収金等の取扱いについて、次のような事例が見受けられたので、八尾市学校徴収金等取扱要綱等に基づき適正な事務処理を行うこと。

(1) 学年費等の支出において、会計責任者の決裁や支払後の確認が漏れているもの等

(2) 修学旅行、林間学舎及びアルバム制作に係る契約において、仕様書を作成せずに見積書を徴しているものや業者選定理由が不十分なもの等